

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

C町の資料館に昭和62年9月30日まで勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同日となっているため、同年9月が被保険者期間になっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している辞令書、出役票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和62年9月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、B社では、厚生年金保険料の控除方法は、当月控除であるとしているところ、9月分給与である昭和62年8月16日から同年9月15日までの出役票において厚生年金保険料が控除されていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記出役票の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「退職日の翌日が資格喪失日にもかかわらず、退職日をもって資格喪失をしてしまったため、保険料は納付していない。」と回答していることから、事業主が昭和62年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月4日から43年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を42年12月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月29日から43年2月1日まで

B社を退職して、A社に入社した。両社共に兄が経営する会社だった。時期は覚えていないが、B社から続けて勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間に空きがあることに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社の事業主は、「申立人（弟）の申立期間における厚生年金保険料を控除していた。」と供述しているところ、当時の給与担当者は、「厚生年金保険料と失業保険料を一緒に天引きしていた。別々ではなかった。」と供述しており、申立人の雇用保険の加入日は、昭和42年12月4日であることが確認できる。

さらに、オンライン記録及び雇用保険の記録によると、当時、A社では、従業員ほとんどの者が、厚生年金保険と雇用保険を同月に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年12月4日から43年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和42年12月から43年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における同年2月1日の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和42年9月29日から同年12月4日までの期間について、前述のとおり、A社では、雇用保険と厚生年金保険をほぼ同月に加入させていたことから、当該期間における厚生年金保険料の控除を認めることはできない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 2 月 28 日から 20 年 9 月 11 日まで
昭和 19 年 2 月 28 日、徴用により A 社 B 工場に配属されたが、20 年 6 月の空襲による爆風で負傷し自宅療養となり、そのまま終戦となった。その後会社を訪れたことも無く、所属を切られたことも知らなかったのに、脱退手当金が支給されたことになっているが、受給してはいないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があり、資格期間、支給年月日などの具体的な記載がある上、申立人の脱退手当金が支給決定された昭和 21 年 7 月 18 日当時は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 20 年 9 月 11 日に被保険者資格を喪失している同僚の中には、脱退手当金支給決定日が同一となっている者が確認できる上、他の同僚の脱退手当金の支給記録においても、支給決定日が同じ記録が散見されることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から44年9月30日まで
出産を理由にA社を退職したが、その時の厚生年金保険の記録が脱退手当金として残っている。脱退手当金を受給した覚えは無いので、記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和45年3月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 6 日から 44 年 2 月 1 日まで
② 昭和 44 年 7 月 14 日から 45 年 1 月 1 日まで

A社を人間関係、結婚準備のため退職したが、その際に退職金や雇用保険等の手続をした記憶が無い。最初に脱退手当金を受け取ったと記録されているB社を退職した時も退職金等の手続をしていないと思う。それにもかかわらず、A社を退職後に脱退手当金を受け取ったことになっているので納得できない。また、B社で働いていた期間についても同じ時期に支給されたことになっているのは不自然だと思う。一度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年3月26日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月1日から38年2月25日まで

A社を退職後に脱退手当金が支給されたと記録されているとのことであるが、脱退手当金を受領した覚えが無いので、申立期間について、年金額の計算対象となる厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和38年9月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 18 日から 35 年 8 月 14 日まで
結婚が決まったのでA社を退職した。脱退手当金を受給した覚えが無いのに、記録を見ると脱退手当金が支給されている。脱退手当金の支給となっている計算期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和35年12月10日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額などを社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所(当時)へ回答したことが記録されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。